



2022年4月14日

各位

会社名 株式会社ポプラ  
代表者名 代表取締役社長 目黒 俊治  
(コード番号 7601 東証スタンダード市場)  
問い合わせ先 取締役執行役員管理本部長 岡田礼信  
(TEL 082-837-3500)

### 定款一部変更ならびに取締役、監査役選任に関するお知らせ

当社は、2022年4月14日開催の取締役会において、2022年5月26日に開催予定の第47期定時株主総会に、下記のとおり、定款一部変更ならびに取締役3名および監査役1名の選任に関する各議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款一部変更

##### (1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を定めるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供(現行定款第15条)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 議決権の不統一行使に関する事前通知書の様式をインターネットによる通知を可能とするべく、当該内容(現行定款第18条)を削除するものであります。
- ⑤ 上記の新設・削除に伴い、条数の繰り上げを行うほか、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、</p>

<p>(議決権不統一行使の通知の方法)</p> <p>第18条 会社法第313条第2項に定める通知は、<u>書面をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p><u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">〈削除〉</p> <p>(附則)</p> <p>1. <u>現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、施行日という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
---	---

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年5月26日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年5月26日(予定)

2. 取締役候補者

氏名	新任・重任	現職務
目黒 俊治	重任	代表取締役社長
岡田 礼信	重任	取締役執行役員管理本部長
蔵田 和樹	重任	社外取締役

蔵田 和樹氏は社外取締役の候補者です。

3. 監査役候補者

氏名	新任・重任	現職務
平谷 優子	重任	社外監査役

平谷 優子氏は社外監査役の候補者です。

以上